

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の休止の届出 (福祉指導課)	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示 (4件) (治山林道課)	1
○公共測量の実施の通知 (2件) (用地対策課)	4
○道路の区域変更 (道路課)	5
高知県内水面漁場管理委員会公告	
○平成31年における増殖目標量、期間等	5

## 告 示

### 高知県告示第959号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の休止について次のとおり届出があった。

平成30年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
四万十町立興津 高岡郡四万十町興津1567番4		平29・6・1
診療所		
竹内神生館薬局 高岡郡佐川町甲1670		平30・7・1
こうほく店		

### 高知県告示第960号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成30年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

### 1 届出の概要

- (1) 届出者の名称  
シキボウ株式会社 代表取締役 清原 幹夫
- (2) 届出者の住所  
大阪府大阪市中央区備後町三丁目2番6号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール高知  
高知市秦南町一丁目144番地1
- (4) 変更しようとする事項  
ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 48,170平方メートル  
(変更後) 35,453平方メートル  
イ 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 2,611台  
(変更後) 休日 2,350台  
平日 2,172台  
ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 出入口4箇所、出口3箇所  
(変更後) 出入口3箇所、出口3箇所、入口1箇所
- (5) 変更年月日  
平成31年7月16日
- (6) 変更理由  
店舗兼駐車場棟の建築工事に伴い、工事期間中の駐車台数を変更するとともに、車両動線及び出入口の運用を変更するため

### 高知県告示第961号

平成30年7月農林水産省告示第1488号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
  - (1)ア 登記簿記載の住所  
中村市一条通一丁目68番地  
イ 氏名  
川村 洋之
  - (2)ア 登記簿記載の住所  
宿毛市小深浦711番地3  
イ 氏名  
協同組合西部木材センター
  - (3)ア 登記簿記載の住所  
中村市具同130番地7  
イ 氏名  
西村 卓信
  - (4)ア 登記簿記載の住所  
高知市永国寺町6番13号  
イ 氏名  
高知県信用保証協会
  - (5)ア 登記簿記載の住所  
幡多郡大川筋村勝間20番屋敷  
イ 氏名  
三浦 栄助
  - (6)ア 登記簿記載の住所  
幡多郡大川筋村勝間  
イ 氏名  
竹内 包道
  - (7)ア 登記簿記載の住所  
高知市浦戸町71番地  
イ 氏名  
樫本 寅
  - (8)ア 登記簿記載の住所  
高知市大津乙878番地1  
イ 氏名  
坂本 造
  - (9)ア 登記簿記載の住所  
室戸市吉良川町甲2829番地  
イ 氏名  
安岡 市太郎
  - (10)ア 登記簿記載の住所  
室戸市吉良川町585番屋敷  
イ 氏名  
安岡 市太郎
  - (11)ア 登記簿記載の住所

	室戸市元160番屋敷		イ 氏名		田村 伊勢松
	イ 氏名		山田 八五郎	(34)ア	登記簿記載の住所
	中野 敏子	(23)ア	登記簿記載の住所		安芸郡室戸町浮津358番屋敷
(12)ア	登記簿記載の住所		室戸市室津1782番地	イ 氏名	
	室戸市室戸岬町3749番地		イ 氏名		山本 千代一
	イ 氏名		川田 一	(35)ア	登記簿記載の住所
	山中 初亀	(24)ア	登記簿記載の住所		室戸市浮津374番屋敷
(13)ア	登記簿記載の住所		室戸市室津2644番地	イ 氏名	
	室戸市室戸岬町626番地		イ 氏名		谷岡 嘉子
	イ 氏名	(25)ア	登記簿記載の住所	(36)ア	登記簿記載の住所
	小野 正章		室戸市室津373番地		安芸郡室戸町浮津418番屋敷
(14)ア	登記簿記載の住所		イ 氏名	イ 氏名	
	室戸市室戸岬町633番地		秋田 宮寿	(37)ア	登記簿記載の住所
	イ 氏名	(26)ア	登記簿記載の住所		安芸郡室戸町浮津464番地ロ号
	多田 英男		室戸市室津38番屋敷	イ 氏名	
(15)ア	登記簿記載の住所		イ 氏名		浜窪 源吉
	室戸市室津1015番地	(27)ア	登記簿記載の住所	(38)ア	登記簿記載の住所
	イ 氏名		和田 熊太郎		安芸郡室戸町浮津469番地イ号
	和田 愛次郎		室戸市室津38番屋敷	イ 氏名	
(16)ア	登記簿記載の住所		イ 氏名		株式会社有島屋呉服店
	室戸市室津10番屋敷	(28)ア	登記簿記載の住所	(39)ア	登記簿記載の住所
	イ 氏名		和田 耕		室戸市浮津491番地
	谷本 吉太郎		室戸市室津51番屋敷	イ 氏名	
(17)ア	登記簿記載の住所		イ 氏名		米沢 菊衛
	室戸市室津1136番地	(29)ア	登記簿記載の住所	(40)ア	登記簿記載の住所
	イ 氏名		植田 多之助		安芸郡室戸町浮津652番地
	谷畑 米次		室戸市室津73番屋敷	イ 氏名	
(18)ア	登記簿記載の住所		イ 氏名		宮崎 八十八
	室戸市室津1143番地	(30)ア	登記簿記載の住所	(41)ア	登記簿記載の住所
	イ 氏名		中屋 伊三次		安芸郡室戸町浮津737番地
	一円 鶴代		室戸市室津79番屋敷	イ 氏名	
(19)ア	登記簿記載の住所		イ 氏名		山崎 米治
	室戸市室津1280番地	(31)ア	登記簿記載の住所	(42)ア	登記簿記載の住所
	イ 氏名		田所 市松		室戸市領家55番地2号
	中屋 幸十郎		室戸市室津79番屋敷	イ 氏名	
(20)ア	登記簿記載の住所		イ 氏名		篠原 孝
	室戸市室津12番屋敷	(32)ア	登記簿記載の住所	(43)ア	登記簿記載の住所
	イ 氏名		田所 直太郎		室戸市領家57番地
	山本 金太郎		室戸市室津896番地	イ 氏名	
(21)ア	登記簿記載の住所		イ 氏名		町田 泰雄
	室戸市室津139番屋敷	(33)ア	登記簿記載の住所	(44)ア	登記簿記載の住所
	イ 氏名		池田 たつ		高知市愛宕山90番地1
	町田 泰次		室戸市室津952番地3号	イ 氏名	
(22)ア	登記簿記載の住所		イ 氏名		竹村 啓介
	室戸市室津1664番地				

(45)ア 登記簿記載の住所 高知市横浜78番地 1 イ 氏名 坂本 正道	室戸市室津1694番地 3 イ 氏名 前田 陽三	イ 氏名 田村 一男
(46)ア 登記簿記載の住所 高知市潮新町一丁目10番17号 イ 氏名 浜口 松寿	(57)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1740番地 4 イ 氏名 山脇 増恵	(68)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津953番地ロ号 イ 氏名 影本 勝正
(47)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1015番地 イ 氏名 和田 耕一	(58)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津2253番地 3 イ 氏名 中野 金夫	(69)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津972番地 イ 氏名 田淵 儀忠
(48)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1143番地 イ 氏名 一円 積穂	(59)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津3140番地 6号 イ 氏名 公文 憲夫	(70)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津973番地 イ 氏名 山本 房市
(49)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1283番地 イ 氏名 尾上 佳生	(60)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津3142番地 イ 氏名 西村 春美	(71)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津240番屋敷 イ 氏名 黒原 亀三郎
(50)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1375番地 イ 氏名 上松 義喜	(61)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津3242番地 1 イ 氏名 藤戸 儀美	(72)ア 登記簿記載の住所 安芸郡室戸町浮津240番屋敷 イ 氏名 黒原 亀太郎
(51)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1509番地 イ 氏名 久保 重吉	(62)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津373番地 イ 氏名 秋田 徳太郎	(73)ア 登記簿記載の住所 室戸市領家55番 2号 イ 氏名 篠原 政男
(52)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1641番地 イ 氏名 稲垣 徳重	(63)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津40番屋敷 イ 氏名 大久保 亀次郎	(74)ア 登記簿記載の住所 東京都渋谷区東三丁目 8番21号 イ 氏名 松村 建夫
(53)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1669番地 イ 氏名 窪田 覚次	(64)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津808番地 1 イ 氏名 谷口 新耕	(75)ア 登記簿記載の住所 兵庫県尼崎市西昆陽字ヨウダ16番地 2 イ 氏名 町田 矩一
(54)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1674番地 イ 氏名 岡崎 左門	(65)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津888番地 イ 氏名 久保 善吉	(76)ア 登記簿記載の住所 東京都文京区後楽一丁目 7番12号 イ 氏名 社団法人日本木材信用協会
(55)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1675番地 イ 氏名 西村 忠三	(66)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津896番地 イ 氏名 久保 量	(77)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大川筋村勝間66番地 イ 氏名 竹内 重義
(56)ア 登記簿記載の住所	(67)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津952番地 3号	(78)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津 イ 氏名

<p>田中 鹿松</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和60年4月農林水産省告示第567号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第962号</b> 平成30年7月農林水産省告示第1490号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を宿毛市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年12月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛4411番地1 イ 氏名 美濃部 章一</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛1010番地 イ 氏名 黒岩 勇</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛4456番地 イ 氏名 柏原 匠</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛4440番地 イ 氏名 田村 林三</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 中村市岩崎町2247番地1 イ 氏名 柏原 栄</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛3144番地 イ 氏名 田村 梅野</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛4276番地 イ 氏名</p>	<p>谷本 雛</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛2956番地 イ 氏名 中山 光雄</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛4661番地 イ 氏名 生田 行信</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛2823番2号地 イ 氏名 西村 利彦</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 宿毛市中央五丁目4番32号 イ 氏名 西村 セツ</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛4634番地2 イ 氏名 野村 勝男</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和60年8月農林水産省告示第1205号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第963号</b> 平成30年7月農林水産省告示第1497号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を安芸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年12月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 安芸市港町二丁目5番28号 イ 氏名 有限会社佐野建材店</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 安芸市西浜1881番地 イ 氏名</p>	<p>安芸市農業協同組合</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年4月農林水産省告示第434号（五に限る。）</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第964号</b> 平成30年7月農林水産省告示第1509号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年12月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1) 登記簿記載の住所 神奈川県綾瀬市寺尾台二丁目8番6号 メゾンボナール102 (2) 氏名 芝 昌伸</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和59年9月農林水産省告示第1965号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第965号</b> 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成30年11月26日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 平成30年12月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 作業種類 公共測量（数値図化）</p> <p>2 作業期間 平成30年11月26日から平成31年2月28日まで</p> <p>3 作業地域 安芸郡東洋町及び北川村</p> <p><b>高知県告示第966号</b></p>
--	---	--

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成30年11月26日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成30年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測深）
- 2 作業期間  
平成30年12月3日から平成31年2月28日まで
- 3 作業地域  
南国市、香南市及び香美市

**高知県告示第967号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年12月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
四万十市古尾字ゴビヨウ1506番1から 四万十市古尾字山伏ガ谷1512番1まで	前	6.8 }	210	
		17.1		
四万十市古尾字山伏ガ谷1511番1から 四万十市古尾字山伏ガ谷1511番2まで	後	A	6.8 }	
			17.1	
	B		4.0 }	198
			4.0	

-----  
**内水面漁場管理  
委員会公告**  
-----

高知県内水面の第五種共同漁業に対する平成31年における増殖目標量、期間等について、平成30年12月3日に次のとおり決定したので公告する。

平成30年12月14日

高知県内水面漁場管理委員会会長 筒井 一水

1 漁業権番号、漁場名及び魚種別の放流量

漁業権番号	漁場名	魚種別の放流量					
		あゆ (kg)	うなぎ		こい (kg)	あまご (kg)	もくずが に (尾数)
			(kg)	(尾数)			
内共第501号	野根川水系	30	10	200	—	15	1,000
内共第502号	西の川水系	30	10	200	—	15	1,000
内共第503号	羽根川水系	30	10	200	—	15	—
内共第504号	奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から下流	200	40	800	—	25	3,000
内共第505号	奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から上流	30	10	200	—	25	—
内共第506号	安田川水系	200	40	800	—	15	3,000
内共第507号	伊尾木川水系及び安芸川水系	200	40	800	—	15	3,000
内共第508号	赤野川水系	30	10	200	—	15	1,000
内共第509号	物部川水系	300	70	1,400	—	50	5,000
内共第510号	吉野川水系中発電用高藪えん堤から下流	300	70	1,400	—	25	3,000
内共第511号	吉野川水系中発電用高藪えん堤から上流	30	—	—	—	125	—

内共第512号	鏡川水系	200	40	800	—	15	3,000
内共第513号	仁淀川水系	500	120	2,400	—	50	5,000
内共第514号	新莊川水系	125	20	400	—	—	1,000
内共第515号	四万十川水系中発電 用家地川えん堤から 上流	200	40	800	—	15	—
内共第516号	四万十川水系中発電 用家地川えん堤から 下流	500	120	2,400	—	50	5,000
内共第517号	松田川水系	125	20	400	—	15	3,000
計	17件	3,030	670	13,400	—	485	37,000

2 種苗放流のほかに、次のような方法を組み合わせることで総合的な増殖活動に積極的に取り組むこと。

- 産卵場造成（河川規模及び生息環境に見合った適正な産卵場面積の算出等）
- 遡上・降下の助長（河口開削、魚道の整備、汲み上げ再放流、汲み下ろし再放流等）
- 増殖効果の改善（放流手法の改善、害魚等による食害の軽減等）
- 資源動態の把握（遡上・産卵・流下稚仔量調査等）
- 漁場環境保全活動の推進（山林及び水質の保全、水産用維持流量の確保等）

3 あゆについては、再生産につながる種苗等の放流に努めること。

4 うなぎについては、重量又は尾数のいずれかを満たせば良いものとし、放流種苗のサイズは、1尾当たり20グラムから50グラムまでのものを推奨する。また、放流の際に、異種のうなぎが混入していないことを十分に確認し、にほんうなぎ以外のうなぎが放流されないことがないようにすること。

5 こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るため、増殖目標量は示さない。

6 種苗放流に当たっては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止等、魚類防疫対策に留意すること。

7 増殖を行うべき期間は、平成31年1月1日から同年12月31日までとする。

8 漁業権者は、7に掲げる期間の終了後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。